

～平成27年度保育所入所申し込みのご案内～

平成27年4月から入所を希望される人の申込みを次のとおり行います。

～申込書等配布～

12月15日(月)から役場民生課で配布します。
【保 育 所】在園児は入所している保育所で配布します。

～申込受付～

【期間】平成27年1月5日(月)～19日(月) 8時30分～17時(土・日・祝日除く)
【場所】役場民生課 申込時には、家庭の状況や入所児童の様子がわかる方がお越しく下さい。
☎820-5635

★保育所

保育所の保育を希望する場合は、次の要件に該当することが必要です。

～入所要件～

熊野町に住所を有し、次のいずれかの理由により、保護者(同居の祖父母等含む)のいずれもが昼間家庭で保育できない乳幼児(概ね生後6か月以上で小学校就学前まで)で日々の通園や集団保育が可能な乳幼児

- 就労(フルタイムのほか、パートタイム、居宅内の労働等)
- 出産前後(入所期間は産前2ヶ月、出産月、産後2ヶ月の計5ヶ月)
- 保護者の疾病・障がいなど
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害の復旧
- 求職活動(起業準備を含む。最長3ヶ月)
- 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として認められるもの



<産休・育児休業満了の方>

平成27年4月～平成28年3月までの間に産休・育児休業が満了し、職場復帰予定の方(年度中途の入所希望者)で、保育所入所を希望される方もこの期間の申し込み手続きが可能です。

※中途入所の受付のご案内

平成27年5月以降の入所は、入所希望月の前月1日(土・祝日の場合はその前日)までに、申込みが必要です。この場合、入所日は原則としてその翌月の1日となります。

※保護者が求職中の場合、平成26年12月～平成27年3月の入園・転園については、4月入園準備のため受け付けておりません。

平成27年度町内保育所の保育案内

	くまの・みらい保育園	保育所ひかり学園	初神保育園	くまの中央保育園
保 育 時 間	7:30～18:30			
延 長 保 育	18:30～19:30	7:00～7:30 18:30～19:00	18:30～19:00	18:30～19:00
病 後 児 保 育	実 施			
一 時 保 育	実 施			

- ※ 保育の必要性の高い乳幼児から決定します。(先着順ではありません)
- ※ 保育所については、保護者の勤務形態等により決定するため、希望の保育所に入所できない場合もあります。
- ※ 保護者の就労時間により、保育標準時間(11時間)又は保育短時間(8時間)の2つに分かれることになります。

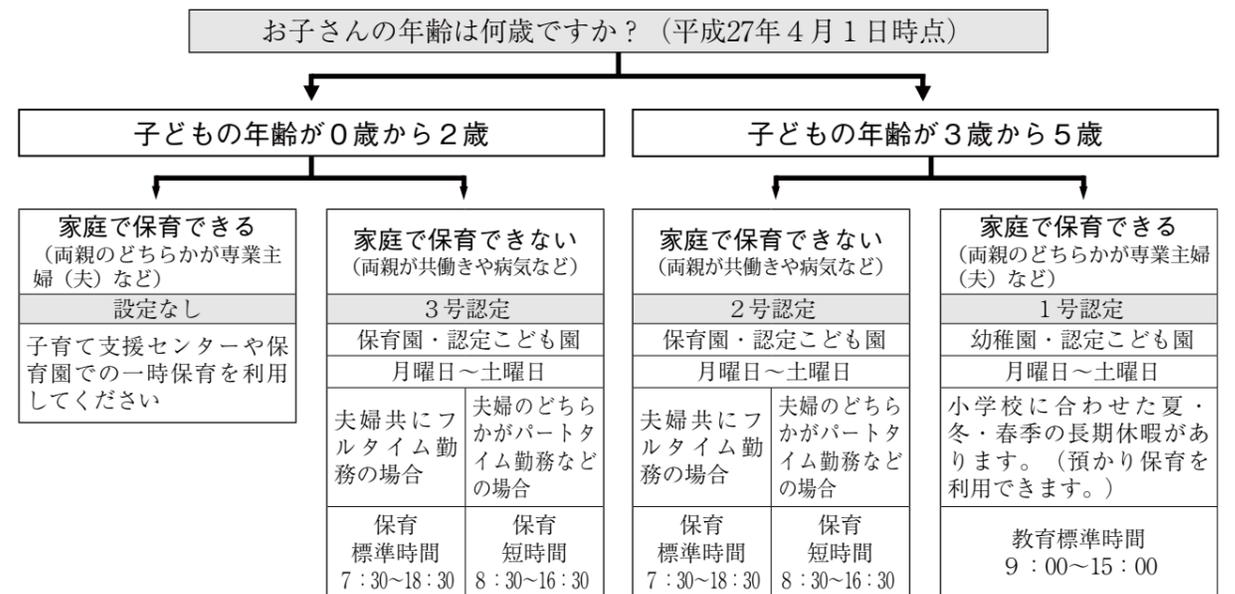
(民生課)

子ども・子育て支援新制度が平成27年4月からスタートします

全国一斉に「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。新制度に伴う保育園などの入所手続についての主な変更点をお知らせします。

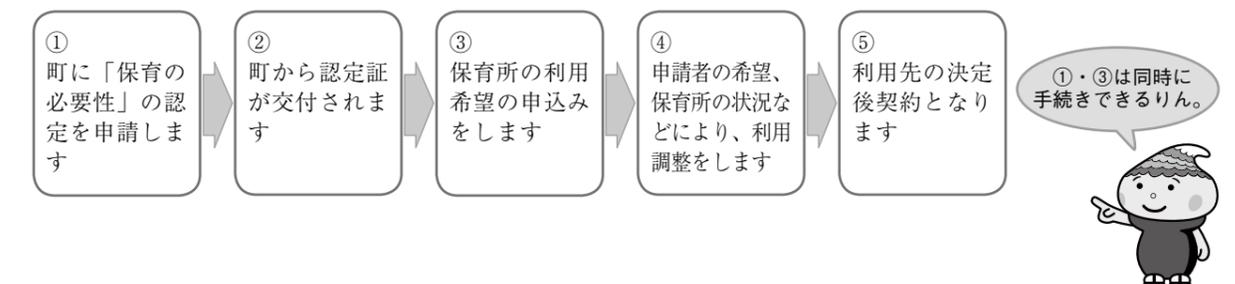
保育の必要性を認定します

就学前の子ども一人ひとりについて「保育施設で保育の必要性があるのか、また、1日につき何時間の利用をするのか」などを審査し、認定区分に応じた認定証を交付します。保護者は、認定区分に応じた利用施設を選択し、入所申込みをすることになります。



※ 認定こども園とは……保育園と幼稚園のいいところを1つにした施設です。3歳以上のお子さんであれば、保護者の働いている状況に関わらず利用することができます。現在、熊野町には、認定こども園はありません。

保育所利用の申請手続きイメージ



保育料について

これまでどおり、保護者(世帯)の所得に応じて、階層別に保育料を設定しますが、新制度では保育料の算定を「所得税額」に変えて、「市町村民税所得割額」で算定します。

★ポイント!!

- ① 保育料は、認定区分及び標準保育・短時間保育で異なります。熊野町内の幼稚園は、平成27年度は新制度に移行しないため、これまでどおり幼稚園が保育料を決定します。
- ② 多子世帯などへの保育料軽減措置(就学前の児童を対象に、2人目は半額、3人目以降は無料)は、今までどおり実施します。

※ 新制度では、毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく保育料						当年度の市町村民税額に基づく保育料					